

川西町業務継続計画

【大規模災害編】

令和 6 年 3 月

川 西 町

目 次

1. 業務継続計画とは.....	1
2. 業務継続計画策定の効果.....	2
3. 地域防災計画の関係.....	3
4. 業務継続計画の発動・解除.....	5
5. 想定される大規模災害 【参考】	6
6. 業務継続計画の特に重要な6要素.....	7
(1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制.....	8
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定.....	10
(3) 電気、水、食料等の確保.....	12
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保.....	17
(5) 重要な行政データのバックアップ.....	19
(6) 非常時優先業務の整理.....	19
7. 業務継続に係る調査・シミュレーション結果.....	23
(1) 参集予測のための条件等.....	23
(2) 業務継続計画の対象組織職員の参集状況.....	24
(3) 非常時優先業務に係る稼働状況.....	26
(4) 受援の必要性について.....	29
8. 業務継続計画の策定体制・継続的改善.....	32
(1) 業務継続計画の策定体制.....	32
(2) 業務継続計画の継続的改善.....	32
(3) 受援体制の確立に向けて.....	33

1. 業務継続計画とは

業務継続計画（※１）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務（※２））を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

本町の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画を補完し、又は相まって、行政自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

※１ 業務継続計画：ＢＣＰ：Business Continuity Plan：ビジネスコンティニュイティプラン

※２ 非常時優先業務：大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

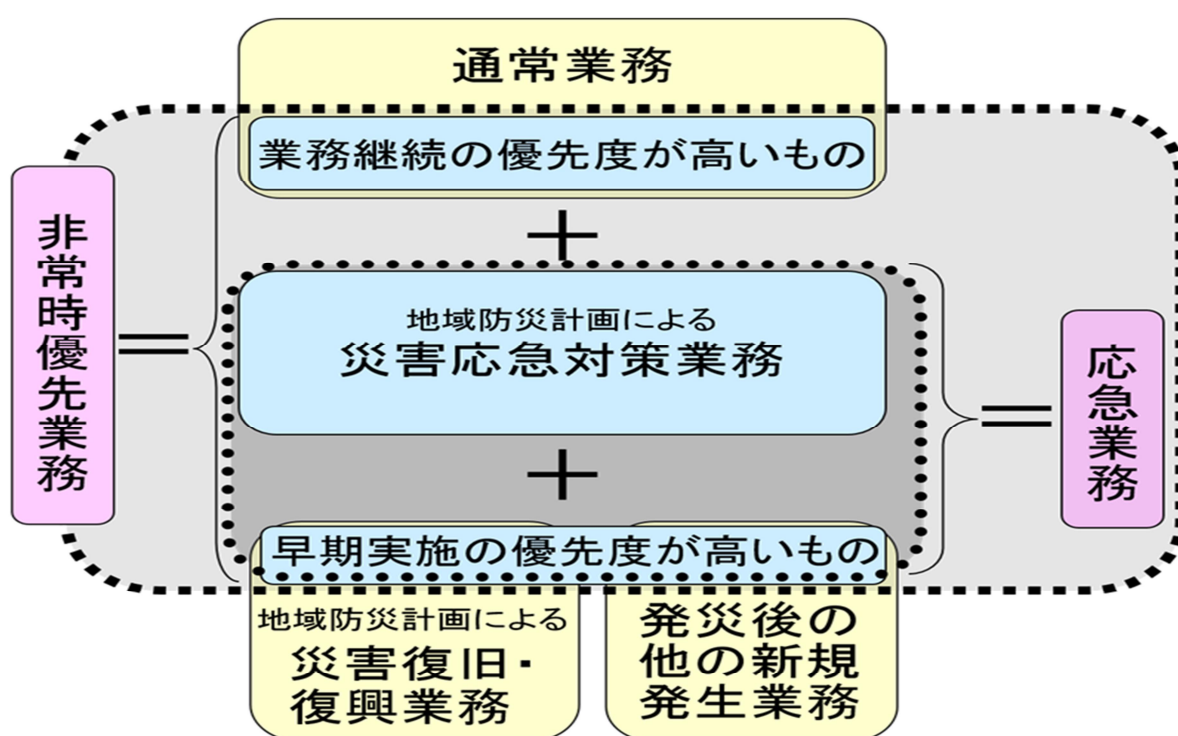


図１ 非常時優先業務のイメージ

2. 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「役場も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

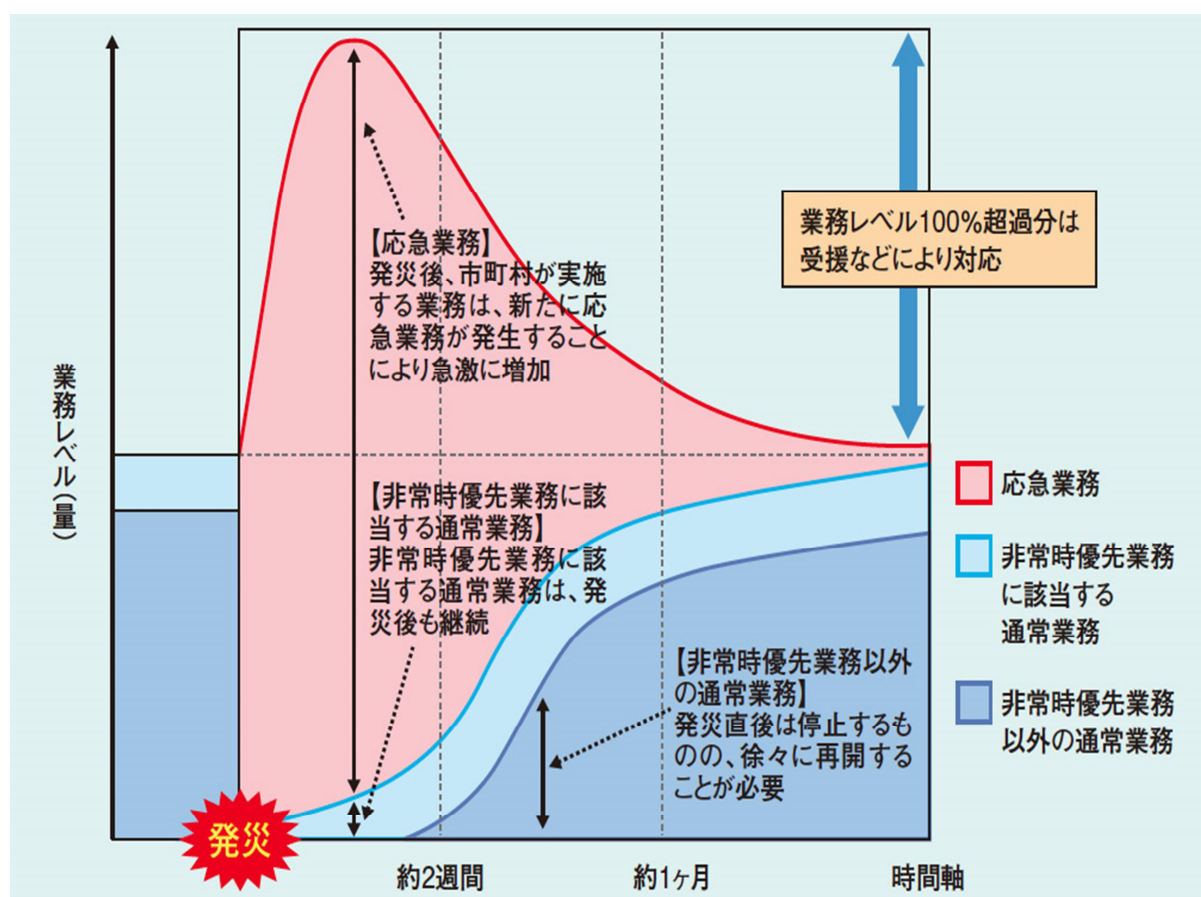


図2 発災後に町が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

3. 地域防災計画の関係

業務継続計画と地域防災計画との相違点は、下表のとおりである。

業務継続計画は、地域防災計画を補完し、行政自らの被災を想定し災害初動対策、応急対策の実効性を高める計画である。また、受援マニュアルによって、資源の不足が生じた場合も外部からの応援受入によって対策を講じることを可能とする。

業務継続計画と地域防災計画の違い

	業務継続計画	地域防災計画
作成主体等	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。

引用：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

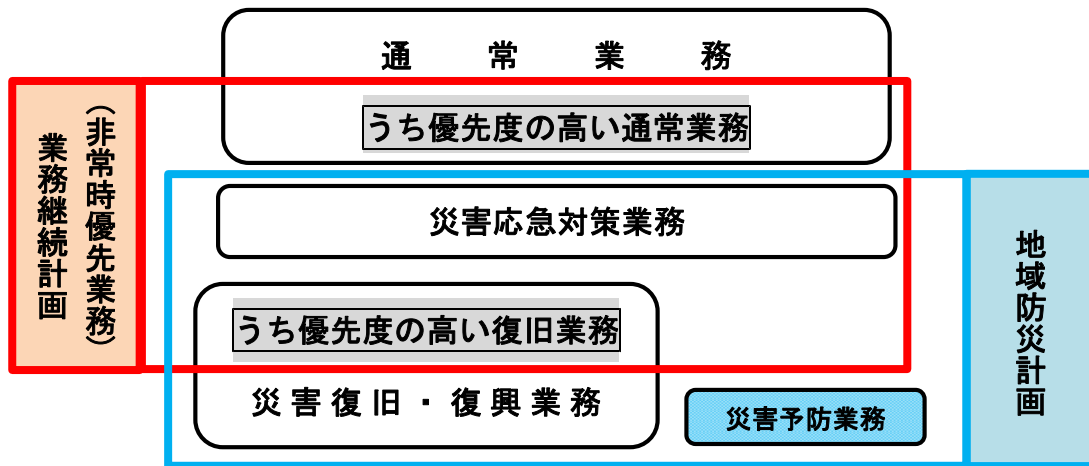


図3 業務継続計画と地域防災計画の関係

4. 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

(1) 発動基準

大規模な災害の発生により、町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置され、町域及び役場機能に甚大な被害が生じた場合とする。

災害対策本部設置基準 災害対策本部体制（一般災害、地震災害、雪害）

- ・ 町内において震度5強の地震が発生したとき。（2班動員体制）
- ・ 町内において震度6弱以上の地震が発生したとき。（全員動員体制）
- ・ 町に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、町本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき
- ・ 町内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、町本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき

(2) 発動権限者

町災害対策本部長（町長）とする。

なお、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

災害時優先業務を実施する発動権限者

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務課長

(3) 事務局

総務課が事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

- ① 町本部会議において、副本部長（副町長、教育長）及び本部員（総務課長）、現地災害対策本部長は、町域及び役場機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ② 本部長は、副本部長及び本部員、現地災害対策本部長からの報告に基づき、業務継続計画の発動の可否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。

- ④ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各班及び現地災害対策本部で対応体制をとりまとめ、総務課に報告する。
- ⑤ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

(5) 解除基準

本部長は、本町における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、本部員及び現地災害対策本部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

5. 想定される大規模災害 【参考】

(1) 被害想定

本町で想定される大規模災害は、地震、風水害など各種自然災害等が考えられるが、本庁舎が最も被害を受ける災害は、奈良県が想定し、町地域防災計画に記載する「奈良盆地東縁断層帯による地震」などが考えられる。

(2) 奈良盆地東縁断層帯による地震

①震度状況

- ・東南海・南海地震が同時に発生した場合を想定した数値である。
- ・震度6強以上となる可能性がある。

②町内の被害予測結果（奈良県の想定）

区 分	全壊棟数	半壊棟数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数	避難者数	
									直後	1週間後
奈良盆地東縁断層帯による地震	1,675	897	16	14	194	73	132	2,756	2,756	2,887

資料：第2次奈良県地震被害想定調査

6. 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 町長不在時の明確な 代行順位及び職員の 参集体制	町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の 特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の 確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データの バックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

（１）町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

担当課【総務課】

（ア）現時点の状況

① 町長の職務代行の順位

第１順位	第２順位	第３順位
副町長	教育長	総務課長
・「川西町地域防災計画」によるものとする。		

② 配備体制基準と動員対象職員

地震災害

配備体制		配備基準	動員対象職員
防災組織	待機体制	1. 町内に震度４の地震が発生したとき 2. 総務課長が必要と認めたとき	（時間内） ・総務課、消防団など必要最低限の職員 （時間外） ・総務課長があらかじめ指定した職員
災害警戒本部	１班動員体制	1. 町内において震度５弱の地震が発生したとき 2. 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき 3. 総務課長が必要と認めたとき	・警報班 １ 個班
災害対策本部体制	２班動員体制	1. 町内において震度５強の地震が発生したとき。 2. 町長が必要と認めたとき。	・警報班 ２ 個班(当番及び次班) 総務課（管理職以上及び防災担当者） まちマネジメント課（管理職以上）
	全員動員体制	1. 町内において震度６弱以上の地震が発生したとき。 2. 町長が必要と認めたとき。	・全員

風水害

配備体制		配備基準	動員対象職員
防災組織	待機体制	以下のいずれかに該当した上、総務課長が必要と認めたときまたは、総務課長が必要と認めたとき ① 大雨又は洪水注意報が発表されたとき。 ② 氾濫注意情報が通知されたとき。 ③ 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合。	(時間内) ・ 総務課、消防団など必要最低限の職員 (時間外) ・ 総務課長があらかじめ指定した職員
	災害警戒本部	以下のいずれかに該当した上、総務課長が必要と認めたときまたは、総務課長が必要と認めたとき ① 大雨又は洪水、暴風警報が発表されたとき。 ② 氾濫警戒情報(警戒レベル 3)が通知されたとき。 ③ 台風が近畿地方に接近し、奈良県を通過するおそれがある場合。	・ 警報班 1 個班
災害対策本部	2 班動員体制	以下のいずれかに該当した上、町長が必要と認めたとき または、町長が必要と認めたとき ① 大雨及び洪水警報が発表されたとき。 ② 氾濫危険情報(警戒レベル 4)が通知されたとき。 ③ 小規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合。	・ 警報班 2 個班(当番及び次班) 総務課(管理職以上及び防災担当者) ・ まちマネジメント課(管理職以上)
	全員動員体制	以下のいずれかに該当した上、町長が必要と認めたときまたは、町長が必要と認めたとき ① 大雨特別警報が発表されたとき。 ② 氾濫発生情報(警戒レベル 5)が通知されたとき。 ③ 相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合。	・ 全員

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

担当部署【総務課・総合政策課デジタル推進室】

現時点の状況

- 町本部設置場所として指定している町役場本庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は以下のとおりとする。
 1. 川西文化会館 サークル室ABC
 2. 川西小学校 パソコン室
 3. 公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設管理者と協議を行い、町本部を設置する。
- 本庁舎や教育委員会、川西小学校の建屋での業務継続が困難になった場合に備え、保健センター（集団指導室）へネットワークインフラを整備している。（集団指導室へ LAN 幹線を敷設済みで、有事にデジタル推進室保有のネットワーク機器を接続することで通常業務のほぼ全ての系統の LAN を接続できるようにしている。）

今後の検討事項

- （町有施設から選べない場合）県や民間の主な施設のリストを作成する。
- 代替庁舎におけるネットワークインフラは、本庁舎の電算室の通信機器が正常動作していて、本庁舎と保健センターへの専用線も断線していないことが必要となる。今後は、別の遠隔地での業務継続拠点の設置に向け、業務システムのクラウド化などの仕組みの変更なども検討が必要である。

代替庁舎検討用リスト

施設名	(耐震対応済みの場合○) 建築年	災害危険度			付帯施設・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		液状化	洪水・内水	火災	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等の備蓄	事務機器・備品		
川西文化会館 サークル室 ABC 【鉄骨鉄筋コンクリート造2階建】	H8 ○	○	×	○	×	無 (対応可)	無	無 (対応可)	無 (対応可)	×	○
川西小学校	H25 ○	○	×	○	○ 自家発電 (62h) (軽油)	無	無	無 (対応可)	無 (対応可)	×	○

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない（極めて低い）」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

(3) 電気、水、食料等の確保

現時点の状況

① 電気【非常用発電機と燃料の確保】

・本庁舎

担当課【総務課】

非常用発電機 1基【消火用：本庁舎屋上 屋外キュービクル式】 発電容量 105kVA	燃料備蓄（軽油） 7時間分 搭載タンク 190L
電力供給先 防災保安回路（消火ポンプユニット、非常照明、非常回路コンセント等）（別紙） 給水ポンプユニット ※空調・エレベーターは使用不可	

・本庁舎2階（防災システム用）

担当課【総務課】

非常用発電機 1基【防災システム用：本庁舎屋外 屋外キュービクル式】 発電容量 6kVA	燃料備蓄（軽油） 72時間分 搭載タンク 195L
電力供給先 防災保安回路（消火ポンプユニット、非常照明、非常回路コンセント等）（別紙） 給水ポンプユニット ※空調・エレベーターは使用不可	

・代替施設（川西文化会館 サークル室ABC）

担当局【教育委員会事務局】

非常用発電機 1基【文化会館屋上 キュービクル式】 発電容量 150KVA 運転可能時間 約60分	燃料備蓄（軽油） 1時間分 搭載タンク 75L
電力供給先 防災保安回路のみ （消火ポンプユニット、非常照明、非常回路コンセント等） 給水ポンプユニット ※空調・エレベーターは、使用不可	

・代替施設（川西小学校 パソコン室）

非常用発電機 1基【屋内運動場2階 キュービクル式】 発電容量 43KVA 運転可能時間 約62時間	燃料備蓄（軽油） 62時間分 別置きタンク 800L
電力供給先 屋内運動場、校舎2階パソコン室、サーバー室 ※空調・エレベーターは、使用不可 屋内運動場を避難所として利用している際は、発電容量が不足し、電力供給が不安定になる可能性あり。	

② 水道、下水道、ガス

・本庁舎【水道】

担当課【総務課】

受水槽 1基【本庁舎屋上】 残留水 0.66㎡/日 使用量 夏期 2.57㎡/日、冬期 2.65㎡/日 （5月～10月） （11月～4月）	容量 受水槽 15㎡（地上） 給水ポンプユニット「並列 交互運転」（屋上）
※停電で揚水ポンプへの供給が止まり、給水できなくなる恐れがある。 電気復旧時にトイレが時間で洗浄するため対策が必要。 受水槽は高架水槽へ揚水するための予備タンク。直接バケツ等で汲むことも可能。	

・本庁舎【下水道】

担当課【総務課】

※下水管の損傷で、排水できなくなる恐れがある。

・本庁舎【ガス】

担当課【総務課】

庁舎裏ボンベ庫（けやきホール北側） ・LPG：50kg×8本 ・コンロ（1階：2台、2階：0台、3階：0台） ・給湯機（1階：3台、2階：1台、3階：1台）※給湯機1台はシャワー用
※ガス配管の損傷で、使用できなくなる恐れがある。地震の際は点検終了まで使用不可（専門業者の対応が必要） ガス台とボンベを直結し使用は可能 煙感知器があるため、カセットコンロの使用には注意が必要

・代替施設（川西文化会館）【水道】

担当局【教育委員会事務局】

受水槽 1 基（中仕切り付）【文化会館 地下 受水槽室】 残留水：1.6 m³/日 使用量：夏期 2.32 m³/日 冬季 1.98 m³/日 （5月～10月） （11月～4月）	容量 受水槽 40 m³（有効：35 m³） 高置水槽なし
※停電時、給水ポンプユニットへの供給が止まり、給水不能となる。 受水槽の排水の水抜きから（バケツ、汲み上げポンプにて）使用することも可能。	

・代替施設（川西文化会館）【下水道】

担当局【教育委員会事務局】

町の下水道へ放水（本管：川西町、文化会館内：教育委員会事務局）
※下水管の損傷で排水できなくなる恐れがある。

・代替施設（川西文化会館）【ガス】

担当局【教育委員会事務局】

都市ガス（ガス漏れ検知器、煙感知器、熱感知器各使用施設にあり。）
※耐震仕様になっており、地震発生時、震度5以上で緊急遮断弁が降り使用できなくなる。 火災の場合も、使用できない。 点検終了まで使用不可。（専門業者の対応が必要）

・代替施設（川西小学校）【水道】

担当局【教育委員会事務局】

受水槽 1 基	容量 受水槽 30 m ³ （地上）
※停電で揚水ポンプへの供給が止まり、給水できなくなる恐れがある。	

・代替施設（川西小学校）【下水道】

担当局【教育委員会事務局】

町の下水道へ放水（本管：川西町、小学校内：教育委員会事務局）
※下水管の損傷で排水できなくなる恐れがある。

・代替施設（川西小学校）【ガス】

担当局【教育委員会事務局】

都市ガス（ガス漏れ検知器、煙感知器、熱感知器各使用施設にあり。）
※耐震仕様になっており、地震発生時、震度5以上で緊急遮断弁が降り使用できなくなる。 火災の場合も、使用できない。 点検終了まで使用不可。（専門業者の対応が必要）

③ 食料等の備蓄（川西町職員用）

・本庁舎

担当課【総務課】

- | | |
|------------------------------------|----|
| ○ 水 | なし |
| ○ 食料 | なし |
| ○ 仮設トイレ | なし |
| ○ 携帯トイレ | なし |
| ○ 消耗品等 | |
| ・コピー用紙 A4：3箱（12,000枚）A3:1箱（1,500枚） | |

・代替施設（川西文化会館）

担当局【教育委員会事務局】

- | | |
|---------|----------------------|
| ○ 水 | なし |
| ○ 食料 | なし |
| ○ 仮設トイレ | なし |
| ○ 携帯トイレ | なし |
| ○ 消耗品等 | コピー用紙 A4：5箱（20,000枚） |

・代替施設（川西小学校）

担当局【教育委員会事務局】

- | | |
|---------|----|
| ○ 水 | なし |
| ○ 食料 | なし |
| ○ 仮設トイレ | なし |
| ○ 携帯トイレ | なし |
| ○ 消耗品等 | なし |

今後の検討事項

- | |
|--|
| ○ 非常用発電機【本庁舎屋上】は運転可能時間が72時間に満たないため、燃料供給方法の検討が必要（総務課） |
| ○ 非常用発電機について、起動点検を毎年度実施する。（各担当課） |
| ○ 水、食料、携帯トイレ、消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の整備を検討する。（総務課） |
| ○ 職員に対し、町民と同様に、自助の観点から各自で最低3日分の飲料水・食料を備えておき、参集時ペットボトル等を自分自身で持参するよう周知する。（総務課） |
| ○ 職員用の水、食料等の備蓄を計画的に進める。 |

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

担当部署【総務課】

現時点の状況

通信機器の確保

1 防災行政無線システム (庁舎2階無線室)	操作卓1台 車載式1台 携帯式8台 屋外拡声装置7基
2 奈良県防災行政無線(衛星系) ○ 衛星携帯電話(川西町役場4階 書庫) 1台 ※備え付け	
3 川西町 ○ 災害時優先電話(けやきホール) 電話0台(2回線) FAX0台(2回線)	
4 特設公衆電話 ○ 8回線(指定避難所6箇所)	
5 ビジネスチャットアプリ「エルガナ」 警報班体制の連絡網として班ごとにグループを作成	
6 その他 ○ 随時、防災行政無線システムの使用訓練を実施 ○ 警報班連絡網(電話)は毎年4月に作成	

今後の検討事項

- 衛星携帯電話の使用訓練を実施する。
- 職員の参集方法について、非常時にも連絡が取れるよう検討する。
- 指定避難所への通信手段確保を検討する。
※NTT西日本と協議し、特設公衆電話を庁舎（けやきホール）、川西文化会館、川西町立中央体育館、梅戸体育館、下永体育館、ふれあいセンター、川西町学校体育館、川西町保健センターの8箇所に配線済。
- 災害時優先電話の設置方法を検討する。
- SNS を用いた情報周知について検討する。

(5) 重要な行政データのバックアップ

担当部署【総務課、総合政策課デジタル推進室、各システムの管理課】

現時点の状況

『系列』『システム名称』『管理課』『内容』『バックアップ』の一覧表については、セキュリティ上、非公開としています。

今後の検討事項

各管理課共通事項

- 災害時に実施する「非常時優先業務」等に必要なデータを特定する。
- 災害時に以下の場合を想定した業務継続方法について段階に応じて検討する。
 - ・ 通信機器が全て稼働しない場合または一部しか稼働しない場合
 - ・ 電力が全て供給できない場合または一部しか供給できない場合
- 定期的なバックアップデータからの復旧作業の試験・訓練の検討

(6) 非常時優先業務の整理

① 非常時優先業務の選定基準

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、町民の生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定した。

業務	業務開始 目標時間	区分	選定基準	想定される主な業務 (○災害応急対応業務、●通常業務)
非常時優先業務	発災～ 3時間 以内	A1	・町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○通信機器等の状況把握及び復旧 ○避難所の開設 ○職員の安否確認 ○早期災害情報の収集・把握 ○救出救助活動 ○町民への災害広報 ○防災関係機関との連絡調整 等
	1 2 時間 以内	A2		○協定締結団体への応援要請 ○災害ボランティアセンターの設置 ●埋葬手続き ●町民の健康管理に関する事務 ●所管施設の安全確認 等
	1 日 以内	A3		○福祉避難所の開設 ○ライフラインの応急復旧 ○避難所等のし尿・ごみ・がれきの収集・処理 ○消毒資材等の配布・散布 ○建築物の被害状況調査と応急危険度判定 ○物資集配拠点の設置・運営 ●住民票、戸籍等の交付 ●公金の出納業務 ●家庭ごみの収集・仮置場の設置 等
	3 日 以内	B	・遅くとも3日以内に業務を着手しないと、町民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務	○支援物資の受付・管理・配分 ○二次災害の防止措置 ○住民相談窓口の設置、広聴活動 ○り災証明書の発行 ○避難所開設期間等に関する協議 ○災害廃棄物1次仮置場の設置・管理 ●保健福祉に関する重要業務 ●諸証明の交付 ●学校の再開検討 等
	1 週間 以内	C	・被災者の通常生活復帰に係る業務 ・非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	○生活再建支援業務 ○企業への災害融資関連業務 ○災害弔慰金、義援金等の配分 ○応急仮設住宅の建設 ○災害廃棄物2次仮置場の設置・管理 ●出先機関等における業務拡大 等
	1 カ月 以内	D	・業務開始に相應の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1 週間を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	●町民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等
その他	1 カ月 以降	E	・発災後、1 カ月を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	

② 非常時優先業務の対象範囲

非常時優先業務は、次の業務を対象とした。

(1) 災害応急対策業務

「川西町職員マニュアル」の記載事項をもとに、対象業務を設定した。

(2) 通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、各課で業務を細分化し対象業務を設定した。

参考：「川西町事務分掌規則」「会計管理者の補助組織設置規則」

「川西町教育委員会の事務局の組織及び運営に関する規則」

③ 非常時優先業務の選定結果

令和5年度の総業務数は約471件で、このうち非常時優先業務は254件（約54%）

である。非常時優先業務の内訳は、地域防災計画に記載のある災害応急対策業務が 179 件、通常業務のうち業務継続の優先度が高いものが 75 件となっている。

表 業務区分ごとの選定結果

業務区分		業務数
非常時優先業務	災害応急対策業務	179
	業務継続の優先度が高い業務	75
その他通常業務		217
合計		471

表 業務開始目標時間別の非常時優先業務選定結果

業務開始目標時間 (発災後)	非常時優先業務			
	災害応急対策業務		業務継続の優先度が高い業務	
	件数	比率	件数	比率
発災直後～3 時間以内	116	64.8%	4	5.3%
3 時間後～12 時間以内	18	10.1%	0	0.0%
12 時間後～24 時間以内	19	10.6%	2	2.7%
24 時間後～48 時間以内	14	7.8%	1	1.3%
48 時間後～1 週間以内	11	6.1%	0	0.0%
1 週間後～1 か月以内	1	0.6%	1	1.3%
開始時期不明	0	0.0%	67	89.3%
計	179	—	75	—

業務開始目標時間ごとに件数を整理すると、災害応急対策業務では約 65%が、業務継続の優先度が高い業務では約 5%が発災直後から 3 時間以内までに業務を開始(または再開)すべきとされている。さらに 24 時間以内に開始・再開すべき業務では、災害応急対策業務の約 86%、業務継続の優先度が高い業務の約 8%が対象となっている。

④ 非常時優先業務の実施に必要な職員数

非常時優先業務の遂行に必要な職員数を各部署に照会し、その結果を業務開始目標時間別に整理すると下表のとおりとなる。

表 非常時優先業務の遂行に必要な職員数

業務開始目標時期	必要な職員数
直後	212.5
3時間以内	253.5
12 時間以内	269.0
24 時間以内	301.0
48 時間以内	305.5
1 週間以内	289.0
1 ヶ月以内	232.3

表 非常時優先業務の遂行に必要な職員数（課単位）

課名	必要な職員数						
	直後	3 時間 以内	12 時間 以内	24 時間 以内	48 時間 以内	1 週間 以内	1 ヶ月 以内
総務課	43.0	43.0	36.0	35.0	32.0	28.0	27.0
総合政策課	6.0	8.0	4.0	6.0	5.0	2.0	5.0
デジタル推進室	18.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
税務課・債権管理課	6.0	6.0	6.0	12.0	13.0	13.0	13.0
まちマネジメント課	24.0	45.0	53.0	54.0	44.0	27.0	19.0
まちづくり推進課	6.0	11.0	32.0	46.0	60.0	86.0	58.0
住民保険課	30.0	38.0	26.0	30.0	29.0	22.0	17.0
福祉こども課	26.0	26.0	32.0	37.0	44.0	40.0	33.0
長寿介護課	13.5	18.5	22.0	33.0	36.5	30.0	20.3
会計課・議会事務局	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	10.0	9.0
教育総務課	13.0	19.0	19.0	9.0	3.0	14.0	14.0
社会教育課	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	5.0	5.0
合計	212.5	253.5	269	301	305.5	289	232.3

7. 業務継続に係る調査・シミュレーション結果

(1) 参集予測のための条件等

本計画の想定災害が発生した場合における川西町役場は、重大な被害が発生する可能性は低く、執務時間内においては、什器の転倒・落下による負傷等を除けば、発災直後より職員のうちの大部分は業務従事可能と考えられる。ただし、発災直後は、負傷した職員の手当て、家族の安否確認等のため、業務従事が困難な職員が発生することにも留意は必要である。

執務時間外に想定地震が発災した場合における参集対象職員数の参集予測は、以下の条件設定の下で各部署に照会し整理した。

表 参集予測のための条件等の整理

参集時間の計測条件	・歩行速度は時速 3 km（1 km当たり 20 分）で検討。 ・支度や家族の安否確認で 30 分はかかることを前提。（徒歩時間に+30 分する）
参集不要基準の設定	以下に該当する職員は自動的に参集不可とした。 ・妊娠中の職員 ・育児休職中の職員 ・病気休職中の職員 ・療養休職中の職員 ・家族に要介護者や障がい者がおり、介護する者が当該職員以外にいない方 ・家族に小学生以下の子どもがおり、監護する者が当該職員以外にいない方 ※なお、発災時においても以下に該当する職員は自動的に参集不可となる。 ・負傷した職員 ・家族が負傷し当該職員以外に監護する者がいない方

職員の参集可能性を照会した結果は 100%の職員が参集可能と回答した。部署別で参集可能な時間帯をまとめると、30 分～1 時間が約 45%、1 時間～3 時間が約 84%となり、概ね 3 時間以内に 8 割以上の職員が参集可能となる。

(2) 業務継続計画の対象組織職員の参集状況

町職員の76名（非常時優先業務を行う部署に所属している者）を対象として、勤務時間外に想定災害（奈良盆地東縁断層帯による地震）が発生したことを想定した参集率を算出した結果、下表・グラフのとおりとなった。発災3時間以内に8割以上の職員が、12時間以内にはほぼすべての職員が参集可能である。

参集率の算出方法については、居住地から勤務先までの徒歩での移動による到着予想時間を推計した結果を時間帯別にまとめた。

表 大規模地震発災後の経過時間別参集状況

項目	10分以内	10～30分	30分～1時間	1～3時間	3～12時間	12～24時間	24～48時間	48時間以上	参集不可
参集可能な職員数	14	12	9	29	10	0	0	2	0
累計	14	26	35	64	74	74	74	76	76
累計比率	18%	34%	46%	84%	97%	97%	97%	100%	100%

図 職員の参集状況の推移

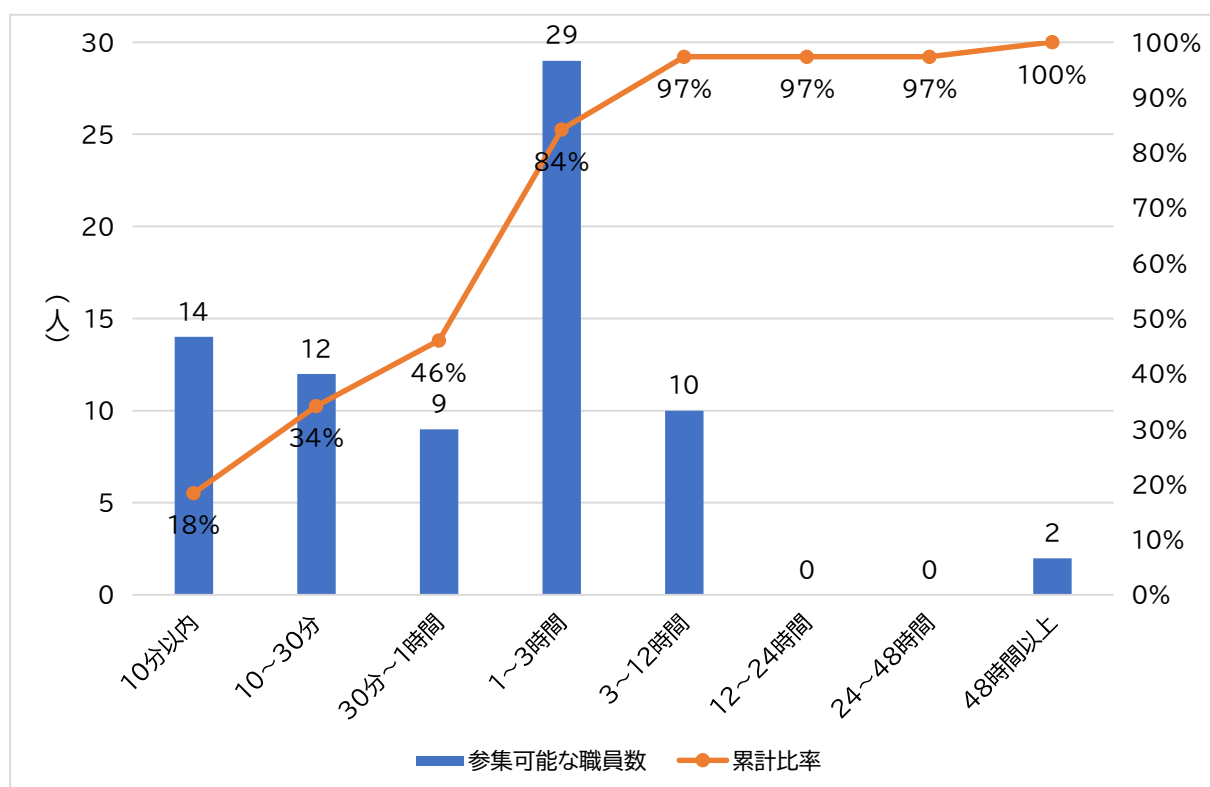


表 大規模地震発災後の職員参集状況（課ごと）

課名	10分以内	10～30分	30分～1時間	1～3時間	3～12時間	12～24時間	24～48時間	48時間以上
総務課	3	1	1	2	2	0	0	0
総合政策課	1	1	0	2	0	0	0	0
デジタル推進室	0	0	0	2	0	0	0	0
税務課・債権管理課	1	1	1	2	0	0	0	0
まちマネジメント課	1	2	1	2	0	0	0	1
まちづくり推進課	4	1	2	0	0	0	0	0
住民保険課	0	2	0	4	3	0	0	0
福祉こども課	1	2	1	2	5	0	0	1
長寿介護課	0	1	0	4	0	0	0	0
会計課・議会事務局	1	1	0	2	0	0	0	0
教育総務課	0	0	1	3	0	0	0	0
社会教育課	2	0	2	4	0	0	0	0

今後の検討事項

各課共通事項

- 対象とする職員のほぼ全員が12時間以内に参集でき、発災直後の1時間以内でも46%の職員が参集可能であることから、比較的早期の段階で非常時優先業務を開始でき、対象職員の不足による問題はそれほど深刻ではない。
- 一方で、参集するには自身や家族の安全に問題がないことが前提となるため、各自の自宅における日頃からの備えが重要であり、自助力の一層の向上が望まれる。

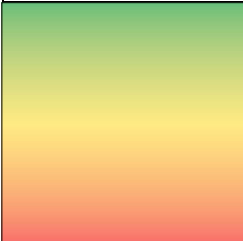
(3) 非常時優先業務に係る稼働状況

上記の参集状況調査の結果と、非常時優先業務の遂行に必要な職員数を、発災からの時間帯ごとに調査した結果を組み合わせたものが下表である。この表は、発災からの時間帯別稼働状況を示しており、部署ごとに、発災後どの時期に業務量が集中するかを読み取ることができる。(セルの色が赤に近いほど、その時期に行われる業務件数が多い。)

また、負荷率は必要人員合計を当該部署の参集可能人員数で割った値であり、数値が大きいほど職員一人当たりの担当業務件数は多いものと考えることができる。

(※ただし、実際には一人の職員が複数の業務を同時並行で行うことが多いため、負荷率が100%を超えても、必ずしも業務量が当該部署の許容量を超えることにはならない。)

(凡例)

セルの色	業務量 (必要とする人数)
	↑ 相対的に少ない ↓ 相対的に多い

【全体】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	212.5	253.5	269	301	305.5	289	232.3
参集可能人員	35	64	74	74	74	76	76
負荷率	607%	396%	364%	407%	413%	380%	306%

【総務課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	43	43	36	35	32	28	27
参集可能人員	5	7	9	9	9	9	9
負荷率	860%	614%	400%	389%	356%	311%	300%

【総合政策課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	6	8	4	6	5	2	5
参集可能人員	2	4	4	4	4	4	4
負荷率	300%	200%	100%	150%	125%	50%	125%

【デジタル推進室】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	18	12	12	12	12	12	12
参集可能人員	0	2	2	2	2	2	2
負荷率	(対応不可)	600%	600%	600%	600%	600%	600%

【税務課・債権管理課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	6	6	6	12	13	13	13
参集可能人員	3	5	5	5	5	5	5
負荷率	200%	120%	120%	240%	260%	260%	260%

【まちマネジメント課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	24	45	53	54	44	27	19
参集可能人員	4	6	6	6	6	7	7
負荷率	600%	750%	883%	900%	733%	386%	271%

【まちづくり推進課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	6	11	32	46	60	86	58
参集可能人員	7	7	7	7	7	7	7
負荷率	86%	157%	457%	657%	857%	1229%	829%

【住民保険課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	30	38	26	30	29	22	17
参集可能人員	2	6	9	9	9	9	9
負荷率	1500%	633%	289%	333%	322%	244%	189%

【福祉こども課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	26	26	32	37	44	40	33
参集可能人員	4	6	11	11	11	12	12
負荷率	650%	433%	291%	336%	400%	333%	275%

【長寿介護課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	13.5	18.5	22	33	36.5	30	20.3
参集可能人員	1	5	5	5	5	5	5
負荷率	1350%	370%	440%	660%	730%	600%	406%

【会計課・議会事務局】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	14	14	14	14	14	10	9
参集可能人員	2	4	4	4	4	4	4
負荷率	700%	350%	350%	350%	350%	250%	225%

【教育総務課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	13	19	19	9	3	14	14
参集可能人員	1	4	4	4	4	4	4
負荷率	1300%	475%	475%	225%	75%	350%	350%

【社会教育課】

人員等	発災からの時間経過						
	直後 (1時間以内)	3時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	1週間以内	1ヶ月以内
必要人員	13	13	13	13	13	5	5
参集可能人員	4	8	8	8	8	8	8
負荷率	325%	163%	163%	163%	163%	63%	63%

（４）受援の必要性について

非常時優先業務の実施に際しては、業務の内容や必要人員数、優先順位等の状況を考慮して、必要に応じて関係する他の地方公共団体等の支援を受ける必要がある。

非常時優先業務のうち、庁外からの人的資源の支援を必要とする業務は、254 業務中 30 業務（約 12%）である。

担当課別にみた場合は、長寿介護課、教育総務課、デジタル推進室の担当する業務で受援を必要とするものが多く、3 課で過半数を占めている。

表 担当課ごとの受援を必要とする非常時優先業務の件数

担当課名	件数	構成比率
総務課	0	0.0%
総合政策課	0	0.0%
デジタル推進室	1	3.3%
税務課・債権管理課	2	6.7%
まちマネジメント課	0	0.0%
まちづくり推進課	3	10.0%
住民保険課	4	13.3%
福祉こども課	3	10.0%
長寿介護課	11	36.7%
会計課・議会事務局	1	3.3%
教育総務課	5	16.7%
社会教育課	0	0.0%
総計	30	—

表 支援を必要とする非常時優先業務一覧

担当課名	業務内容
総務課	なし
総合政策課	なし
デジタル推進室	● 庁内及び関係機関との通信体制の確立
税務課・債権管理課	● 物資の配給 ● 義援物資の受付、保管、配分、避難所等への搬送
まちマネジメント課	なし
まちづくり推進課	● 道路、橋梁、河川管理施設等の応急復旧 ● 道路、橋梁、河川管理施設等の被害状況の調査 ● 一般（民間）建築物の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施
住民保険課	● 避難所の運営 ● 安否問合せ窓口の設置 ● 遺体の処置 ● 生活ごみの処理
福祉こども課	● 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況調査 ● 行方不明者名簿の作成 ● 避難行動要支援者の避難誘導
長寿介護課	● 救助・救急活動の支援 ● 負傷者の搬送 ● 福祉避難所の受入体制の確保 ● 避難行動要支援者・在宅避難者の支援 ● 医療情報の収集 ● 医療救護チームの出動要請 ● 医療品、医療救護資機材の確保 ● 医薬品・医療救護資器材の調達 ● 車中泊者への配慮 ● 避難所でのメンタルヘルスケア ● 防疫活動の実施
会計課・議会事務局	● 外国人等の支援対策
教育総務課	● 児童・生徒・園児の安否、学校の安全の確認 ● 児童・生徒・園児の避難・救護の支援 ● 応急処理の実施 ● 学校等でのメンタルヘルスケア ● 学校を復旧させるための復旧計画の検討
社会教育課	なし

今後の検討事項

- 支援を必要とする非常時優先業務は全てが災害応急対策業務に該当することから、災害対策本部としての業務により多くの支援ニーズがある。
- 災害応急対策業務は発災後に初めて行う業務であり、不慣れな部分も多いことから、支援を受けるうえでも混乱を誘発する可能性が考えられる。そのため、支援計画の策定を通じて、あらかじめ応援の要請や受入れに係る体制や実効性の高い手順を定めておくことが必要である。

8. 業務継続計画の策定体制・継続的改善

(1) 業務継続計画の策定体制

業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。検討体制には、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、情報システム等）を所管する部署、そして業務継続計画のとりまとめを担当する部署をはじめ全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行う。

これは、非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるためである。

(2) 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し業務継続計画の実効性を高めていく。

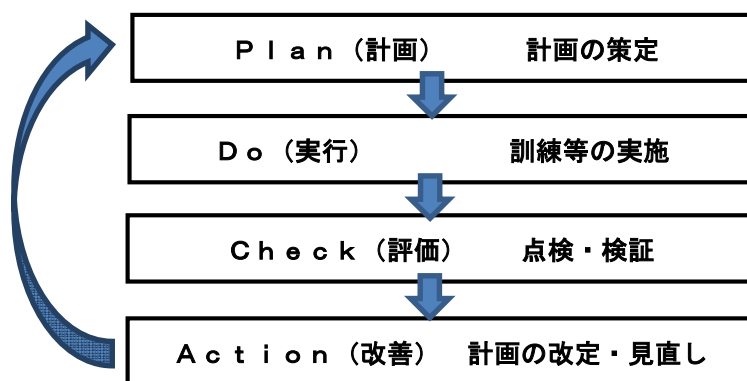


図4 PDCAサイクルによる継続的改善

（３）受援体制の確立に向けて

前章でもふれたとおり、非常時優先業務の１割程度は、庁外からの支援を必要とする業務である。大規模災害発生時には、本町の体制だけで非常時優先業務を行うことは困難な状況が予想され、他の自治体や事業者からの人的・物的支援を円滑に受入れ、町の業務継続体制及び災害対応力を向上させるため、応援要請や応援受入れに係る体制や実効性の高い手順を定めておくことが必要である。

そのため、別に定める受援マニュアルにおいて、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにし、応援要請・受入れを円滑に実施することが必要である。

川西町業務継続計画【大規模災害編】

編集・発行：川西町総務課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 28 番地の 1

TEL:0745-44-2211 FAX:0745-44-4734

策定：令和元年 10 月

改定：令和 6 年 3 月